466	入院ベースアップ評価料466	466点
467	入院ベースアップ評価料467	467点
468	入院ベースアップ評価料468	468点
469	入院ベースアップ評価料469	469点
470	入院ベースアップ評価料470	470点
471	入院ベースアップ評価料471	471点
472	入院ベースアップ評価料472	472点
473	入院ベースアップ評価料473	473点
474	入院ベースアップ評価料474	474点
475	入院ベースアップ評価料475	475点
476	入院ベースアップ評価料476	476点
477	入院ベースアップ評価料477	477点
478	入院ベースアップ評価料478	478点
479	入院ベースアップ評価料479	479点
480	入院ベースアップ評価料480	480点
481	入院ベースアップ評価料481	481点
482	入院ベースアップ評価料482	482点
483	入院ベースアップ評価料483	483点
484	入院ベースアップ評価料484	484点
485	入院ベースアップ評価料485	485点
486	入院ベースアップ評価料486	486点
487	入院ベースアップ評価料487	487点
488	入院ベースアップ評価料488	488点
489	入院ベースアップ評価料489	489点
490	入院ベースアップ評価料490	490点
491	入院ベースアップ評価料491	491点
492	入院ベースアップ評価料492	492点
493	入院ベースアップ評価料493	493点
494	入院ベースアップ評価料494	494点
495	入院ベースアップ評価料495	495点
496	入院ベースアップ評価料496	496点
497	入院ベースアップ評価料497	497点
498	入院ベースアップ評価料498	498点
499	入院ベースアップ評価料499	499点
500	入院ベースアップ評価料500	500点

注１　当該保険医療機関において勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、第１章第２部第１節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、同部第３節の特定入院料又は同部第４節の短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料１を除く。）を算定しているものについて、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

２　251から500までに規定する点数については、令和９年６月以降において算定する。

第２節　物価対応料

区分		
Ｏ１００	物価対応料	
	１　外来・在宅物価対応料	
	イ　初診時	２点
	ロ　再診時等	２点
	ハ　訪問診療時	３点
	２　入院物価対応料（１日につき）	
	イ　急性期病院Ａ一般入院料を算定する場合	66点
	ロ　急性期病院Ｂ一般入院料を算定する場合（ハの場合を除く。）	58点
	ハ　急性期病院Ｂ一般入院料及び看護・多職種協働加算を算定する場合	58点
	ニ　急性期一般入院料１を算定する場合	58点
	ホ　急性期一般入院料２を算定する場合	45点
	ヘ　急性期一般入院料３を算定する場合	45点
	ト　急性期一般入院料４を算定する場合（チの場合を除く。）	45点
	チ　急性期一般入院料４及び看護・多職種協働加算を算定する場合	58点
	リ　急性期一般入院料５を算定する場合	36点
	ヌ　急性期一般入院料６を算定する場合	34点
	ル　地域一般入院料１を算定する場合	32点
	ヲ　地域一般入院料２を算定する場合	32点
	ワ　地域一般入院料３を算定する場合	23点
	カ　特別入院基本料（一般病棟）を算定する場合	17点
	ヨ　療養病棟入院料１の入院料１を算定する場合	18点
	タ　療養病棟入院料１の入院料２を算定する場合	18点
	レ　療養病棟入院料１の入院料３を算定する場合	15点
	ソ　療養病棟入院料１の入院料４を算定する場合	16点
	ツ　療養病棟入院料１の入院料５を算定する場合	15点
	ネ　療養病棟入院料１の入院料６を算定する場合	12点
	ナ　療養病棟入院料１の入院料７を算定する場合	15点
	ラ　療養病棟入院料１の入院料８を算定する場合	15点
	ム　療養病棟入院料１の入院料９を算定する場合	12点
	ウ　療養病棟入院料１の入院料10を算定する場合	17点
	ヰ　療養病棟入院料１の入院料11を算定する場合	16点
	ノ　療養病棟入院料１の入院料12を算定する場合	14点
	オ　療養病棟入院料１の入院料13を算定する場合	13点
	ク　療養病棟入院料１の入院料14を算定する場合	13点
	ヤ　療養病棟入院料１の入院料15を算定する場合	12点
	マ　療養病棟入院料１の入院料16を算定する場合	13点
	ケ　療養病棟入院料１の入院料17を算定する場合	12点
	フ　療養病棟入院料１の入院料18を算定する場合	11点
	コ　療養病棟入院料１の入院料19を算定する場合	17点
	エ　療養病棟入院料１の入院料20を算定する場合	16点
	テ　療養病棟入院料１の入院料21を算定する場合	14点
	ア　療養病棟入院料１の入院料22を算定する場合	13点
	サ　療養病棟入院料１の入院料23を算定する場合	13点
	キ　療養病棟入院料１の入院料24を算定する場合	12点
	ユ　療養病棟入院料１の入院料25を算定する場合	９点
	メ　療養病棟入院料１の入院料26を算定する場合	８点
	ミ　療養病棟入院料１の入院料27を算定する場合	８点
	シ　療養病棟入院料１の入院料28を算定する場合	17点
	ヱ　療養病棟入院料１の入院料29を算定する場合	16点
	ヒ　療養病棟入院料１の入院料30を算定する場合	14点
	モ　療養病棟入院料２の入院料１を算定する場合	16点
	セ　療養病棟入院料２の入院料２を算定する場合	16点
	ス　療養病棟入院料２の入院料３を算定する場合	13点
	ン　療養病棟入院料２の入院料４を算定する場合	14点
	イイ　療養病棟入院料２の入院料５を算定する場合	13点
	イロ　療養病棟入院料２の入院料６を算定する場合	11点
	イハ　療養病棟入院料２の入院料７を算定する場合	14点